

施設一覧

NO	施設名称	住所	設置場所	区	建築年度	備考
1	白鳥児童館	中区西白鳥町26-30	小学校校庭内	中	S54	
2	幟町児童館	中区幟町3-49	小学校校庭内	中	H11	幟コミュニティ消防センターと合築
3	袋町児童館	中区袋町6-36	小学校校庭内	中	H14	小学校と合築
4	千田児童館	中区東千田町二丁目1-23	小学校校庭内	中	H12	
5	中島児童館	中区加古町10-43	小学校校庭内	中	H29	
6	吉島東児童館	中区吉島東三丁目2-7	小学校校庭内	中	S53	
7	広瀬児童館	中区広瀬町2-17	小学校校庭内	中	H30	
8	本川児童館	中区本川町一丁目5-24	保育園2階部分	中	S49	保育園と合築
9	江波児童館	中区江波東二丁目2-2	保育園2階部分	中	S48	保育園と合築
10	福木児童館	東区馬木九丁目1-1	保育園園庭内	東	S59	
11	温品児童館	東区温品八丁目8-25	小学校校庭内	東	H25	
12	上温品児童館	東区上温品三丁目4-1	小学校校庭内	東	S63	
13	戸坂児童館	東区戸坂出江二丁目1-1	小学校校庭内	東	S56	
14	戸坂城山児童館	東区戸坂城山町1-2	小学校校庭内	東	S60	
15	東浄児童館	東区戸坂新町三丁目1-4	児童館用地	東	H9	
16	牛田児童館	東区牛田旭一丁目14-44	小学校校庭内	東	H16	小学校給食場と合築
17	尾長児童館	東区山根町21-10	小学校校庭内	東	S50	
18	矢賀児童館	東区矢賀二丁目10-31	児童館用地	東	H5	
19	青崎児童館	南区青崎一丁目12-7	青崎公民館敷地内	南	S57	公民館と合築
20	皆実児童館	南区皆実町一丁目15-2	保育園3階部分	南	S45	保育園と合築
21	翠町児童館	南区翠四丁目10-2	小学校校庭内	南	H15	
22	大河児童館	南区旭一丁目5-25	小学校校庭内	南	H26	
23	黄金山児童館	南区北大河町35-2	小学校校庭内	南	H14	
24	楠那児童館	南区楠那町5-24	小学校校庭内	南	H11	
25	宇品東児童館	南区宇品東七丁目11-8	小学校校庭内	南	S43	
26	宇品児童館	南区宇品御幸四丁目5-32	小学校校庭内	南	S47	
27	似島児童館	南区似島町字大黃2403-1	小学校校庭内	南	S51	
28	向洋新町児童館	南区向洋新町一丁目6-2	小学校校庭内	南	H9	
29	段原児童館	南区的場町二丁目6-13	児童館用地	南	S61	
30	大芝児童館	西区大芝一丁目25-17	小学校校庭内	西	H27	
31	己斐児童館	西区己斐上二丁目1-2	小学校校庭内	西	S59	
32	己斐東児童館	西区己斐東二丁目30-3	小学校校庭内	西	S52	
33	山田児童館	西区山田新町一丁目17-4	児童館用地	西	H8	
34	古田児童館	西区古江西町19-15	古田公民館敷地内	西	S63	公民館と合築
35	庚午児童館	西区庚午中一丁目15-2	小学校校庭内	西	H24	
36	草津児童館	西区草津東二丁目20-1	保育園2階部分	西	S44	保育園と合築
37	鈴が峰児童館	西区鈴が峰町36-3	児童館用地	西	H1	
38	井口児童館	西区井口二丁目13-1	小学校校庭内	西	S58	
39	井口台児童館	西区井口台三丁目5-1	小学校校庭内	西	H9	
40	己斐上児童館	西区己斐上六丁目456	小学校校庭内	西	H2	
41	井口明神児童館	西区井口明神一丁目13-2	小学校校庭内	西	H4	
42	高須児童館	西区高須四丁目16-1	小学校校庭内	西	H9	
43	川内児童館	安佐南区川内五丁目39-32	児童館用地	安佐南	H28	
44	緑井児童館	安佐南区緑井四丁目31-3	小学校校庭内	安佐南	H29	
45	中筋児童館	安佐南区中筋二丁目15-16	小学校校庭内	安佐南	H7	
46	大町児童館	安佐南区大町西一丁目16-12	児童館用地	安佐南	H21	
47	毘沙門台児童館	安佐南区毘沙門台三丁目1-1	小学校校庭内	安佐南	S61	
48	安東児童館	安佐南区安東三丁目1-1	小学校用地	安佐南	H1	
49	安児童館	安佐南区上安二丁目7-56	小学校内	安佐南	S55	小学校と合築
50	上安児童館	安佐南区上安五丁目7-21	児童館用地	安佐南	H3	
51	安北児童館	安佐南区高取北二丁目30-1	小学校校庭内	安佐南	S61	
52	安西児童館	安佐南区高取南二丁目18-1	小学校校庭内	安佐南	S57	
53	祇園児童館	安佐南区祇園三丁目1-22	小学校校庭内	安佐南	H3	
54	長東西児童館	安佐南区長東西一丁目26-3	小学校校庭内	安佐南	S60	
55	山本児童館	安佐南区山本三丁目13-2	小学校校庭内	安佐南	H12	
56	伴東児童館	安佐南区伴東七丁目11-1	小学校内	安佐南	S58	小学校と合築
57	伴児童館	安佐南区伴中央一丁目7-2	小学校校庭内	安佐南	S62	
58	伴南児童館	安佐南区伴南一丁目21-1	児童館用地	安佐南	H26	
59	大塚児童館	安佐南区大塚西六丁目1-2	小学校校庭内	安佐南	H10	
60	狩小川児童館	安佐北区上深川町1315-4	小学校校庭内	安佐北	H6	
61	深川児童館	安佐北区深川五丁目12-2	小学校校庭内	安佐北	H7	

施設一覧

NO	施設名称	住所	設置場所	区	建築年度	備考
62	亀崎児童館	安佐北区 亀崎四丁目2-2	小学校校庭内	安佐北	H2	
63	真亀児童館	安佐北区 真亀一丁目3-27	真亀公民館敷地内	安佐北	S62	公民館と合築
64	落合東児童館	安佐北区 落合四丁目13-2	小学校校庭内	安佐北	S60	
65	落合児童館	安佐北区 落合南二丁目13-3	小学校校庭内	安佐北	H8	
66	口田東児童館	安佐北区 口田二丁目1-3	小学校校庭内	安佐北	H8	
67	口田児童館	安佐北区 口田南二丁目7-3	小学校校庭内	安佐北	H23	
68	三入児童館	安佐北区 三入五丁目15-9	三入公民館敷地内	安佐北	S61	公民館と合築
69	可部児童館	安佐北区 可部四丁目9-2	小学校校庭内	安佐北	S57	
70	可部南児童館	安佐北区 可部南二丁目11-2	小学校校庭内	安佐北	H10	
71	亀山児童館	安佐北区 亀山七丁目4-10	児童館用地	安佐北	H6	
72	亀山南児童館	安佐北区 亀山南三丁目28-3	小学校校庭内	安佐北	S56	
73	鈴張児童館	安佐北区 安佐町大字鈴張1915	小学校校庭内	安佐北	H10	
74	久地南児童館	安佐北区 安佐町大字くすの木台52-1	児童館用地	安佐北	H5	
75	日浦児童館	安佐北区 安佐町あさひが丘3-21-1	児童館用地	安佐北	H3	
76	倉掛児童館	安佐北区 倉掛一丁目12-1	倉掛公民館敷地内	安佐北	H2	公民館と合築
77	三入東児童館	安佐北区 三入東一丁目10-5	児童館用地	安佐北	H4	
78	瀬野児童館	安芸区 瀬野一丁目36-13	旧瀬野公民館跡地	安芸	S58	
79	中野東児童館	安芸区 中野五丁目11-1	小学校校庭内	安芸	H3	
80	畑賀児童館	安芸区 畑賀三丁目23-12	小学校校庭内	安芸	H13	
81	阿戸児童館	安芸区 阿戸町6175-2	児童館用地	安芸	H7	
82	矢野西児童館	安芸区 矢野西四丁目5-1	小学校校庭内	安芸	S62	
83	矢野児童館	安芸区 矢野西六丁目11-1	小学校校庭内	安芸	S56	
84	矢野南児童館	安芸区 矢野南四丁目9-22	児童館用地	安芸	H11	
85	石内児童館	佐伯区 五市町大字石内3276	小学校内	佐伯	S46	小学校と合築
86	河内児童館	佐伯区 五市町大字上河内1601-2	児童館用地	佐伯	H6	
87	八幡児童館	佐伯区 八幡二丁目3-1	小学校校庭内	佐伯	H7	
88	利松児童館	佐伯区 利松一丁目10-7	民有地（借上）	佐伯	S59	
89	五市観音西児童館	佐伯区 坪井三丁目877	小学校校庭内	佐伯	H6	
90	五月が丘児童館	佐伯区 五月が丘二丁目22-2	小学校校庭内	佐伯	H11	
91	美鈴が丘児童館	佐伯区 美鈴が丘西一丁目8-2	小学校校庭内	佐伯	S63	
92	五市中央児童館	佐伯区 五市中央三丁目12-2	小学校校庭内	佐伯	H5	
93	五市児童館	佐伯区 五市三丁目1-1	児童館用地	佐伯	S48	
94	五市東児童館	佐伯区 皆賀二丁目3-2	小学校校庭内	佐伯	H4	
95	五市南児童館	佐伯区 海老園三丁目18-2	小学校校庭内	佐伯	H5	
96	楽々園児童館	佐伯区 楽々園六丁目8-2	小学校校庭内	佐伯	H2	
97	藤の木児童館	佐伯区 藤の木二丁目2-2	小学校校庭内	佐伯	H4	
98	彩が丘児童館	佐伯区 河内南二丁目10-2	小学校校庭内	佐伯	H8	

1 作業可能日は、日曜日・祝日を除く月曜日から土曜日とする。

2 作業可能時間*は、午前9時から午後5時を目安とする。（各児童館の状況により異なる。）

小学校校庭内の児童館について、授業時間中に作業を行う場合は、事前に小学校へ連絡し、授業の支障とならないようにすること。

3 工事車両出入可能時間*は、午前9時から午後5時を目安とする。（各児童館の混雑時間帯により異なる。）

4 閉館日は、日曜日、祝日・休日、12月29日～1月4日、8月6日、長期休業期間の小学校一斉閉庁日とする。

5 施工可能日時等の終了時刻には、片付け及び清掃を済ませ、建物外に出ることとする。

6 合築施設は専有部分のみを対象とする。

* 「2 作業可能時間」、「3 工事車両可能時間」については基本的な時間を示しているため、施工に入る際は、事前に各児童館長等と調整を行い、施工日時を確定させること。